

## 日本 NPO 学会理事会第 10 期 第 20 回理事会（電子メールによる理事会） 議事録

### 開催概要

- ・日時：2020 年 5 月 15 日（金）～5 月 19 日（火）24 時（5 日間）  
※ただし、審議事項についての審議は 2020 年 5 月 17 日（日）12 時で終了
- ・開催方法：第 10 期理事会メーリングリスト [rijikai10@janpora.org](mailto:rijikai10@janpora.org)
- ・回答方法：2020 年 5 月 19 日（火）24 時までに、回答様式を用いて、学会事務局アドレス [office@janpora.org](mailto:office@janpora.org) 宛てに回答
- ・回答有：岡本会長、早瀬副会長、秋葉理事、雨森理事、今田理事、後理事、岡田理事、岡村理事、粉川理事、小田切理事、坂本理事、田中理事、筒井理事、永井理事、仁平理事、初谷理事、藤井理事、三木理事、目加田理事、山岡理事
- ・回答有（監事）：各務監事、濱口監事
- ・電子メール等による理事会決議に関する細則に基づき決議を省略した事項の提案をした者：岡本仁宏（会長）
- ・理事会の決議があったものとみなされた日：審議事項については、2020 年 5 月 17 日 12 時をもって審議終結後、確認を経て同日に確定。報告事項については、5 月 19 日 24 時に理事会終結後、確認を経て 5 月 20 日に確定。
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名：岡本仁宏、小田切康彦（事務局長）

### 1. 理事会成立と議決方法

審議期間終了日において、理事の過半数となる 20 名から回答が寄せられ、その回答数の過半数をもって議を決した（会則第 26 条、27 条、及び電子メール等による理事会決議に関する細則第 5 条参照）。なお、理事の過半数とは 12 名以上である。

ただし、第一号議案については「理事及び監事」の過半数となる 22 名の回答をもって議を決した。この場合の理事及び監事の過半数とは 13 名以上である（電子メール等による理事会決議に関する細則第 4 条 2 号）。

## 2. 議題

### 2.1. 審議事項

・第一号議案：第 20 回理事会（電子メール等による理事会）の決議における回答期間の短縮について

日本 NPO 学会電子メール等による理事会決議に関する細則第 4 条 2 項に基づき、下記の第二号議案、第三号議案、第四号議案、第五号議案および第六号議案の回答期限を「2020 年 5 月 17 日（日）12 時」へ短縮することについての承認（審議期間：2.5 日間）

趣旨：

2020 年 6 月 6 日（土）に開催される 2020 年度定時総会の招集を行う期限が 5 月 17 日（日）となっており、この期限までに日時、場所、審議事項を理事会として決議し、会員の皆様に通知する必要がある。しかし、諸般の事情により、5 月 17 日までに 5 日以上という回答期限を設定しての理事会開催が困難となったため、緊急対応として審議期間の短縮をお願いするものである（電子メール等による理事会決議に関する細則第 4 条 2 項）。第一号議案について理事及び監事の過半数の承認があった段階で、当該議案は決議がなされたものとみなし（電子メール等による理事会決議に関する細則第 5 条）、その場合、総会議案にかかわる第二号議案、第三号議案、第四号議案、第五号議案、および審議を急ぐ第六号議案の回答期限を「2020 年 5 月 17 日（日）12 時」へ短縮したい。

※参考

日本 NPO 学会会則

第 12 条（総会の招集）

3 総会を招集するときは、日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 20 日前までに通知しなければならない。

日本 NPO 学会電子メール等による理事会決議に関する細則

第 4 条（回答）

2 回答期限は、受信日の翌日から 5 日以上の間を設けて会長が決定するものとする。ただし、緊急に決議を要すると会長が判断するときは、理事及び監事の過半数の承諾を得て、この期間を短縮することができる。

#### 第5条（理事会決議の省略）

回答期限までに、理事の過半数の回答を受信した場合であって、回答数の過半数が当該議案について賛成の意思表示をしたときは、当該議案は可決する理事会の決議があったものとみなす。

#### ・第二号議案：2020年度日本NPO学会定時総会の日時、場所、審議事項、および開催方法について

日本NPO学会会則第12条3に基づき総会招集を行うこと、ならびに今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、本総会をWEB会議ツール「Zoom」を利用した開催とすること、についての承認（第二号議案資料参照）。

なお、本理事会では、総会の議案について目次のみの審議となる。各議案資料の審議は別途5月末の理事会（電子メールによる理事会）で行う予定である。

■添付資料 第二号議案資料：2020年度日本NPO学会定時総会招集のご通知（案）.pdf

#### ・第三号議案：監事の選任について

日本NPO学会会則第16条の2（選任等）の4に基づき、上原優子会員を監事として推薦する（添付資料なし）。上原会員の略歴等を含む総会提案資料は、あらためて5月末理事会に諮る予定である。

氏名：上原 優子 氏（うえはら ゆうこ）

所属：立命館アジア太平洋大学 国際経営学部 准教授

参考：日本NPO学会会則第16条の2（選任等）

4 監事は、理事会がこれを推薦し、総会の承認を得て選任する。

#### ・第四号議案：研究大会規程・研究大会運営規程（案）について

研究大会規程・研究大会運営規程（案）についての承認。本規程案は、第17回理事会（2020年2月28日）で審議された骨子案からの加筆・修正部分を踏まえたものである。（第四議案資料1および第四号議案資料2参照）

■添付資料 第四号議案資料1：研究大会規程・研究大会運営規程（案）.pdf

■添付資料 第四号議案資料2：研究大会規程・研究大会運営規程（案）補足説明.pdf

・ **第五号議案：新規入会会員について**

2020年2月26日～2020年5月8日の期間における新規入会希望者についての入会の承認（第五号議案資料参照）。

■添付資料 第五号議案資料：新規入会会員について.pdf

・ **第六号議案：選挙管理委員会事務局スタッフについて**

日本NPO学会選挙管理委員会事務局運営に関して、片山峻氏（非会員）に選挙の投票用紙集計作業および選挙結果の整理・報告資料作成にかかる業務を委任することについての承認。片山氏のご所属は一般財団法人非営利組織評価センターであるが、今回は片山氏個人へ業務を委任することとなる。（第六号議案資料参照）

■添付資料 第六号議案資料：選挙管理委員会事務局スタッフについて

## 2.2. 報告事項

・ **報告1：新型コロナ対応による研究大会開催の延期に伴う会員の権利保障について**

新型コロナ対応による第22回年次大会開催の11月延期に伴う会員の権利保障についての報告（報告資料1）。

■添付資料 報告資料1：研究大会延期に伴う会員の権利保障について.pdf

・ **報告2：学会事務局業務報告について**

学会事務局における業務の遅延についての報告（報告資料2）。

■添付資料 報告資料2：学会事務局業務報告.pdf

・ **報告3：組織運営委員会報告について**

組織運営委員会業務および正会員が担う本会管理運営業務の有償化等についての報告（報告資料3および報告資料4）。

■添付資料 報告資料3-1：組織運営委員会報告.pdf

■添付資料 報告資料3-2：学会管理運営業務有償化 検討資料.pdf

・ **報告4：大会運営委員会報告について**

大会運営委員会業務についての報告（報告資料4）。

■添付資料 報告資料4：大会運営委員会報告.pdf

・報告 5：学会賞選考委員会報告について

学会賞選考委員会業務についての報告（報告資料 5）。

■添付資料 報告資料 5：学会賞選考委員会報告.pdf

・報告 6：次期理事会への引継ぎについて

次期理事会に引継ぎをすべく、執行部・事務局、各委員会は、概要を総会（次期理事選出時期）までに資料としてまとめ、実際に次期委員長が決まった時点で、各委員会事に zoom 等での引継ぎの機会を設けていただくことになる予定（添付資料なし）。

### 3. 審議結果

- ・第一号議案：有効回答数 22 であった。また、回答者の過半数となる 22 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第二号議案：有効回答数 20 であった。また、回答者の過半数となる 20 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第三号議案：有効回答数 20 であった。また、回答者の過半数となる 20 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第四号議案：有効回答数 20 であった。また、回答者の過半数となる 20 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第五号議案：有効回答数 20 であった。また、回答者の過半数となる 20 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第六号議案：有効回答数 20 であった。また、回答者の過半数となる 20 人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。

以 上